

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和5年7月19日

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	職員課 病院総務課
<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めるため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行することとした。</p>	

公布日 令和5年8月16日

厚木市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	住宅課
<p>1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めるため、本条例の一部を改正することとした（第1条関係及び第2条関係）。</p> <p>2 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行することとした。</p>	

公布日 令和5年10月5日

厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	交通安全課
<p>1 本厚木駅高架下旭町自転車駐車場及び本厚木駅高架下泉町自転車駐車場を廃止するため、本条例の一部を改正することとした（第2条関係、附則第2項関係、別表第1関係及び別表第2関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市火災予防条例の一部を改正する条例	予防課
<p>1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準について改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正することとした（第11条関係、第11条の2関係、第13条関係、第44条関係及び別表第1関係）。</p> <p>2 この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の厚木市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（3に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。</p> <p>5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもの</p>	

のうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととした。	
--	--

公布日 令和5年10月23日

厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院総務課 下水道総務課
1 地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めるため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。 (1) 厚木市病院事業の設置等に関する条例（第1条関係） (2) 厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例（第2条関係） 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	

公布日 令和5年12月22日

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	行政総務課
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務の職務権限の特例を定めるため、本条例を制定することとした（本則関係）。 2 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行することとした。 3 施行日前に本則各号に掲げる事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会（当該事務について法第25条第1項の規定に基づき、その権限が教育長に委任されている場合にあっては、教育長。以下同じ。）がした処分その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなすこととした。 4 教育に関する事務の職務権限の特例を定めることに伴い、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市スポーツ推進審議会条例（附則第3項関係） (2) 厚木市立公民館条例（附則第4項関係） (3) 厚木市立図書館条例（附則第5項関係） (4) 厚木市営体育施設条例（附則第6項関係） (5) 厚木市立社会教育集会所条例（附則第7項関係） (6) 厚木市文化財保護条例（附則第8項関係） (7) 厚木市立あつぎ郷土博物館条例（附則第9項関係） (8) 厚木市職員定数条例（附則第10項関係） (9) 厚木市住みよいまちづくり条例（附則第11項関係）	
厚木市部等設置条例の一部を改正する条例	行政総務課
1 令和6年4月1日に組織改正を行うため、本条例の一部を改正することとした（題名関係及び第2条関係）。 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。	
厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。 (1) 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第1条関係） (2) 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第2条関係） 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。	

<p>3 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。</p>	
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課 病院総務課</p>
<p>1 常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>4 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。</p>	
<p>厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、次に掲げる条例の一部を改正することとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市職員の給与に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。</p> <p>4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び第3項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用することとした。</p>	

<p>5 改正後の給与条例第17条第2項の規定は、その基準日が令和5年12月1日である勤勉手当から適用することとした。</p> <p>6 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすこととした。</p>	
<p>厚木市市税条例の一部を改正する条例</p>	<p>市民税課</p>
<p>1 地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の特例割合を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正することとした（附則第11項関係及び附則第12項関係）。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>学校給食課</p>
<p>1 小・中学校の学校給食費無償化を実施するため、本条例の一部を改正することとした（第3条関係から第7条関係まで及び別表関係）。</p> <p>2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例によることとした。</p>	
<p>厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>国保年金課</p>
<p>1 国民健康保険法等の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料を減額するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正することとした（第11条の3関係、第15条の7の2関係、第15条の8関係、第18条関係、第19条の3関係、第19条の4関係及び第21条の2関係）。</p> <p>2 この条例は、令和6年1月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	
<p>昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関して定めた条例について、所期の目的を達成したため廃止することとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有することとした。</p>	